

第4次新潟市障がい者計画 進捗状況

資料1

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実 【取組所属：障がい福祉課、児童相談所、こころの健康センター、保健管理課、こども家庭課、児童発達支援センター】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。 今後も引き続き、地域の相談支援事業者や区役所等による相談支援を実施するとともに、基幹相談支援センターにおいては、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行い、地域の相談支援事業者や専門相談機関等との連携による継続的な相談支援を実施することで、誰もが安心して相談できる体制の整備に努めます。 また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置している身体・知的障がい者相談員の積極的な活用や、適切な医療の提供につながるよう関係機関との連携に努めます。 その中で、家族の状況など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴う不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。	各種相談機関や各地域の相談員等を通じて、障がい者やその家族に各種情報の提供及び適切な支援等を行いました。また、各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。 ・基幹相談支援センター事業（相談件数 21,534 件　うち障がい児に係る相談件数 3,548 件） ・児童相談所（相談件数 4,507 件） ・身体障がい者更生相談所（相談件数 3,969 件） ・知的障がい者更生相談所（相談件数 248 件） ・障がい者相談員（相談件数 702 件） こころの健康センターにおいて、精神障がい者及びその家族などの、精神疾患やストレスなどによる様々な精神的不安、不適応状態などに関する相談を実施しました。 ・こころの健康センター（相談件数 5,740 件）
②さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。	基幹相談支援センターや地域定着支援（障がい福祉サービス）により、相談連絡体制を確保しました。また、平日夜間と土日祝日（24 時間）の相談支援、事前登録制の訪問・受入れ支援を行うことで、夜間や休日における緊急時の対応を強化しました。 ・新潟市障がい者夜間休日相談支援事業（1 か所　対応件数 225 件） 意思疎通支援事業において、休日・夜間の病気や事故などの緊急時に備え、消防・医療機関と連携し、引き続き意思疎通支援者（手話・要約）を派遣できる体制を確保しました。

③発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者、矯正施設退所者などへの対応については、それぞれの障がい等に関する専門機関との連携や支援体制の充実に努めます。	発達障がいについては、新潟市発達障がい支援センターの相談支援等において、専門医療機関から嘱託医を手配し専門医による相談を実施しました。 ・専門医による相談（5 件） 難病については、在宅難病患者とその家族に対し、保健師による訪問指導や、新潟県・新潟市難病相談支援センターにおいて、難病相談支援員（保健師・看護師）による相談業務を実施しました。 ・保健師による訪問指導（実人数 206 人、訪問回数 333 件） ・難病相談支援員（保健師・看護師）による相談業務（529 件） また、新潟市難病対策地域協議会を開催し、課題検討の中で、各支援者がスムーズな患者支援を行えるようハンドブックの普及啓発を行いました。また、各支援者のスキル向上を図るため、難病患者支援従事者研修会（介護支援専門員）と多職種連携研修会を開催しました。 ・新潟市難病対策地域協議会（全体会議 2 回、部会 2 回） ・「難病患者支援者のためのハンドブック」の配布（配布数 89 冊） 高次脳機能障がいについては、新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会（新潟県新潟地域振興局と共催）を開催するとともに、新潟県高次脳機能障害相談支援センターや関係機関と取り組みを検討しました。 また、高次脳機能障害相談支援地域拠点機関として、こころの健康センターにおいて、支援を行いました。 ・新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会（参加者数 34 人） ・こころの健康センター（相談件数 5 件） 強度行動障がいについては、事業所の支援力や支援の質の向上を図ることを目的として、独自に「新潟市強度行動障がい支援マネージャー配置事業」を実施し、豊富な知識・経験を持つ「強度障がい支援マネージャー」を配置し、事業所等に対し助言等を行える体制の整備を行いました。 ・新潟市強度行動障がい支援マネージャー配置事業（訪問等 120 回）
--	--

④発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと切れ目のない支援が必要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」・新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。	新潟市発達障がい支援センターでは、発達障がい者とその家族が安心して暮らせるよう、支援の連携拠点として相談支援等を実施しました。 ・発達障がいに関する相談（相談件数：3,013件） また、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野の関係機関との連携を図るため、発達障がい児者支援地域協議会を開催しました。 ・関係機関連絡会議（第1回：書面開催、第2回：21機関22名） ・支援担当者会議（1回：オンライン開催） 新潟市立児童発達支援センター（こころん）では、乳幼児期の発達相談や保育所等への巡回支援を行い、発達障がい児の早期の気づき・早期支援につなげました。 ・発達相談（相談件数：5,371件） ・巡回支援（支援件数：438件） 療育支援体制強化の取り組みの一つとして各保育園・幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催しました。また、養成研修修了者を対象に、個別事例を検討する演習を中心としたフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図りました。 ・発達支援コーディネーター養成（57名） ・発達支援コーディネーターフォローアップ研修（30名） 療育教室を実施し、言葉や社会性等の発達の遅れがみられる乳幼児への支援やその保護者への助言等を行いました。
---	--

⑤ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩む本人とその家族に対する支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組めます。	長期間自宅にひきこもっている方の回復と社会参加を目指して、新潟市ひきこもり相談支援センターを拠点として支援を実施しました。 ・ひきこもりに関する相談（相談件数・延べ 1,689 件） ・訪問件数（延べ 327 件） ・居場所の開催（68 回・延べ 257 人参加）オンライン参加含む ・就労前体験（18 回・延べ 42 人） ・家族会の開催（14 回・延べ 58 人参加） （新潟地域若者サポートステーション、社会福祉協議会との共催 2 回を含む） ・ひきこもり支援連絡会の開催（新潟市全体 1 回、南区 1 回、秋葉区 2 回）計 4 回 ・既存の各会議体への参加と連携（にいがた若者自立応援ネット、西区ひきこもりぴとミーティング） ・関係機関の職員養成研修（2 回） ・地域包括支援センター等での 8050 問題対応に関する協議、定例会への参加 ・多職種専門チームの設置（定例会 1 回実施）
⑥災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。	福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホームや障害者支援施設などとの連絡体制を確認し、災害時において配慮が必要な方への円滑な支援体制を確保しました。 ・福祉避難所の協定締結（障害者支援施設・特別養護老人ホームなど、87 施設）

⑦これらの相談支援体制を効果的に実施するため、障がい者地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。	新潟市障がい者地域自立支援協議会については、市としての課題から施策等につなげました。 ① 自立支援協議会全体会（主な議題：地域生活支援拠点等事業 等） - 第1回：R7.10.14 - 第2回：R8.3.18 ② 運営事務局会議（検討課題：課題解決の方向性づくり） 4回開催（第1回 R7.6.6、第2回：R7.9.3、第3回：R7.12.5、第4回：R8.2.27） ③ 区自立支援協議会報告会 - 運営事務局会議と同日に実施 ④ 専門部会・WG 報告会 - 運営事務局会議と同日に実施 ⑤ 各区自立支援協議会 8区×4回
--	---

(2) 在宅サービスの充実 【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。	居宅介護をはじめとする各種サービスについて適切な供給と質の向上に努めましたが、利用状況はサービスによっては毎年右肩上がりとなっており、限られる財源の有効活用が必要となっています。 ・居宅介護（3月分：実利用人数1,020人、利用時間24,224時間） ・行動援護（3月分：実利用人数40人、利用時間449時間） ・同行援護（3月分：実利用人数224人、利用時間3,642時間） ・重度訪問介護（3月分：実利用人数52人、利用時間24,204時間） ・重度障がい者等包括支援（実利用人数0人 ※指定事業所なし） ・短期入所事業（3月分：実利用人数541人、利用日数2,959日） ・生活介護事業（3月分：実利用人数1,550人、利用日数30,596日） ・就労選択支援（3月分：実利用人数1人、利用日数13日） ・就労移行支援（3月分：実利用人数273人、利用日数5,109日） ・就労継続支援（A型）事業（3月分：実利用人数366人、利用日数7,384日） ・就労継続支援（B型）事業（3月分：実利用人数2,675人、利用日数47,611日） ・就労定着支援事業（3月分：実利用人数168人） ・自立訓練（機能訓練）事業（3月分：実利用人数15人、利用日数264日） ・自立訓練（生活訓練）事業（3月分：実利用人数68人、利用日数1,211日） ・共同生活援助（3月分：実利用人数984人） ・移動支援事業（利用人数1,191人、利用時間95,135時間） ・日中一時支援事業（利用日数41,435日） ・生活サポート事業（実績なし） ・訪問入浴サービス事業（利用人数39人） ・補装具費支給事業（支給件数1,827件） ・日常生活用具給付事業（支給件数16,440件） ・障がい者紙おむつ支給事業（支給件数647件） ・あんしん連絡システム事業（設置件数38件）

	・福祉電話設置事業（設置件数 10 件）
②利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。	サービス基盤の整備を図るため、施設の整備を行いました。 ○国の交付決定を受け、整備した施設（R6補正予算） 《創設》 ・障がい者支援施設（短期入所併設） 1 棟

（３）経済的な支援 【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、福祉総務課】

施策の方向性	令和 7 年度の実績【R8 年 3 月末現在】
①障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当、また生活保護制度等に関する情報を提供するなど、制度周知に努め、適切な支給を行います。	引き続き各種手当等の制度周知に努め、適切な支給を行いました。 ・特別障がい者手当（受給者数 1,099 人、支給月額 29,590 円） ・障がい児福祉手当（受給者数 457 人、支給月額 16,100 円） ・重度心身障がい者福祉手当（受給者数 585 人、支給月額 2,000 円） ・自立支援医療（育成医療）給付（給付件数 511 件、助成額 14,323 千円） ・生活保護扶助費（世帯数 9,495 世帯、扶助費 17,676,453,734 円）
②移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。	引き続き各種手当の制度周知に努めるとともに、適切な支給を行いました。 ・福祉タクシー利用助成事業（交付件数 5,613 件、助成額 83,480 千円） ・自動車燃料費助成事業（助成件数 6,472 件、助成額 63,358 千円） ・人工透析患者通院費助成事業（助成件数 1,356 件、助成額 23,464 千円） ・訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業（助成件数 18,632 件、助成額 47,515 千円） ・自動車改造費助成事業（助成件数 32 件、助成額 3,817 千円） ・自動車運転免許取得費助成事業（助成件数 7 件、助成額 700 千円）
③また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。	引き続き市民税課税世帯の自己負担を 2 割軽減しました。 ・市民税課税世帯利用者負担軽減（軽減額 28,533 千円）

(4) サービス基盤の充実 【取組所属：障がい福祉課、こころの健康センター】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。 重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児等が利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた検討を引き続き行います。	サービス基盤の整備を図るため、施設の整備を行いました。【再掲】 ○国の交付決定を受け、整備した施設（R6補正予算） ≪創設≫障がい者支援施設（短期入所併設） 1棟 障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、共同生活の場となるグループホームの運営費の一部について補助を行いました。 ・重度者支援加算（対象者計306人、123,661千円） ・強度行動障がい者用グループホーム整備費補助（実績なし） ・強度行動障がい者用グループホーム支援員加配（実績なし） 施設入所待機者の解消に向けて、待機者の実態把握調査を実施しました。 精神障がい者の憩いの場として、精神障がい者地域生活支援施設「いこいの家」に対し運営費の補助を行い、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図りました。 ・きゃんばす(秋葉区)（開催日数26回・利用延べ人数222人）※令和7年4月～6月実績 ※ボランティアの高齢化により、今後の事業継続が困難となり、令和7年6月末で閉所
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための保健・医療・福祉関係者による協議の場として、平成26年度に設置した「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」に当事者と家族を委員に加え拡充し、令和2年度に「精神障がい者の地域生活を考える会」を設置しました。 ・「精神障がい者の地域生活を考える会」全体会2回開催 ・ワーキンググループ“人材育成班”“ピア活動班”企画・調査班“ ・地域移行・地域定着支援研修会(会場参加39人) ・みんなde研修会①②③（Zoom参加①75回線②75回線③57回線） ・当事者等交流会「みんなdeピア交流会」（①精神科病院向け2回 参加者27人、②当事者・家族向け2回 参加者59人） ・精神障がい者の地域生活に関する実態調査（当事者アンケート調査）の報告書作成 ・市内の精神科訪問看護ステーションリストの更新・ホームページへ掲載 ・モデル地区での「みんなの居場所づくり」ワークショップの開催（3回）

(5) 地域生活を支える人づくり 【取組所属：障がい福祉課、こころの健康センター】

施策の方向性	令和7年度取組実績【R8年3月末現在】
①身体障がい者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員業務を委託し、地域において身体や知的に障がいのある人やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がいのある人のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。	身体障がい者・知的障がい者相談員を通じて、障がい者やその家族に各種情報の提供及び適切な支援等を行いました。 ・障がい者相談員（相談件数702件）
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、顔が見える関係性を構築しながら地域づくりに向けた課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助の仕組みづくりを図ります。また、研修会や普及啓発など当事者団体等との共同事業を開催・実施します。 併せて、市民や関係機関の職員に対し講座や教育研修を行い、精神疾患や精神障がいへの理解を促進します。	より良い共助の仕組みづくりを目指し当事者団体等とともに、当事者等交流会「みんなdeピア交流会」を開催しました。 ・当事者等交流会「みんなdeピア交流会」（①精神科病院向け2回 参加者27人、②当事者・家族向け2回 参加者59人）【再掲】 依存の問題を抱えた方等に対する支援を行う人材の養成を目的に、支援者を対象とした依存症支援者研修を専門研修と兼ねて開催しました。 ・みんなde研修会番外編「依存症について知ろう！～家族会ってどんなところ？～」（1回 参加者10人） ・依存症支援者研修会（1回 参加者33人） 依存症の問題を抱えた方等に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法等の関係機関・民間団体等が密接な連携を図るとともに、依存症に関する情報や課題の共有等を目的に、依存症対策連携会議を開催しました。 ・依存症対策連携会議（1回 参加者34人） 県精神保健福祉協会新潟市支部と共催で講演会を開催しました。 ・総会記念講演会（1回 参加者89人） ・市民講座（2回 参加者175人） メンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進め、精神疾患の予防や早期介入、互いが支え合える地域づくりにつなげることを目的に、市民を対象とした心のサポーター養成研修を開催しました。 ・心のサポーター養成研修（3回 参加者93人）

（６）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援 【取組所属：障がい福祉課、文化政策課、スポーツ振興課、生涯学習センター】

施策の方向性	令和７年度の実績【R8年３月末現在】
①障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するなど様々な取組を検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。 平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無にかかわらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組を推進していきます。	市内の障がい者施設等を対象に障がいのある方の表現活動を調査し、協力いただいた方の中から13名の作品を美術館及び市内商業施設等で展示しました。 また、市内の文化芸術団体と障がい者施設等の交流を支援する取組を行い、8件の交流が実施されました。 障がい者のスポーツ活動や社会参加の機会を確保するため、県とともに「新潟県障害者スポーツ大会」を開催しました。（「全国障害者スポーツ大会」（滋賀県）へ個人競技から19名を派遣。）
②障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援やパラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。	市内体育施設におけるボッチャ・フライングディスクの用具貸出により、障がい者スポーツへの理解を促進するとともに、「こうなんふれ愛まつり」においてフライングディスクの体験会を開催することで、障がい者スポーツの普及促進を図りました。 また、国や公的団体が主催する障がい者スポーツの大会等、全国規模で行われる大会や、国際的な障がい者スポーツ大会の参加者に激励金を支給しました。 ・障がい者スポーツ全国大会等参加激励金（27件）
③日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要なため、余暇活動を充実させ、社会参加を促進するための支援を行います。	リフト付き福祉バス等を運行し、移動手段の面から障がい者の社会参加を支援しました。 ・福祉バスの運行（運行回数 50 回）
④また、地域や社会とかかわれる余暇活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生活の中に「楽しみ」をつくりだすことができます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無にかかわらず共に学び続け、誰もが豊かで潤いのある生活が送れるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。	障がいの有無にかかわらずあらゆる世代の市民の主体的な学習活動を推進するため、時代や社会の変化並びに、新潟の地域性や課題等に対応した講座を開講し、対面受講かオンライン受講を選択できるハイブリット形式を講座に取り入れ、市民の生活スタイルに応じた多様な学習機会を提供しました。 また、公開講座の対面受講は、配慮を必要とする方が安心して受講ができるよう、申込時に要約筆記と手話通訳の要望に対応できる仕組みを整えています。 ・にいがた市民大学（長期 5 講座、短期 3 講座）

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実 【取組所属：障がい福祉課、広報課】

施策の方向性	令和7年度取組実績【R8年3月末現在】
①視覚・音声による説明や案内・選択項目がないなどといった社会的状況の中で、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、意思疎通支援のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。	障がい者への意思疎通支援を目的として、手話通訳者等派遣、要約筆記者等派遣を行うとともに、各区役所健康福祉課に手話のできる専任手話通訳者を引き続き設置しました。 ・手話通訳者等派遣（1,450件）、要約筆記者等派遣（137件） 障がい者ICTサポートセンターでは、ICT機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなどし、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。 ・ICT機器に関する相談・訪問サポート（309件） ・特別支援学校・医療関係者向け研修（107件） 聴覚や視覚に障がいのある人が社会生活上必要な情報を得るため、市長記者会見に手話通訳者を配置しました。また、市報にいがたでは「点字・声の広報」として、点字版、一般CDおよびデジ版CDを発行しました。 ・市長記者会見への手話通訳者の配置（年11回） ・市報にいがた「点字・声の広報」（年24回） 障がい福祉に関する制度やサービス、施設などについての情報を提供するため、ガイドブック等を配布しました。 ・「令和7年度版福祉のしおり」の配布 ・「令和7年度新潟市障がい者施設等の概要ガイドブック」の配布
②意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣するとともに、地域で障がいのある人を支える人材の養成・スキルアップを図っていきます。	各種講習会等を実施し、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を図りました。 ・手話通訳者養成講習会（18人） ・手話奉仕員養成講習会（入門課程57人、基礎課程41人） ・要約筆記者養成講習会（14人） ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修（5人）

③また、ウェブやソーシャルメディアなどの ICT を活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどの IT 機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。	文字の拡大縮小、色の変更、音声読み上げ、ふりがな（ルビ振り）などの機能をもつホームページ閲覧支援ツールを設置し、それらが十分に機能するホームページを作成しました。 また、障がい者 ICT サポートセンターでは、ICT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなどし、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。【再掲】 ・ ICT機器に関する相談・訪問サポート（309件） ・ 特別支援学校・医療関係者向け研修（107件）
④市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある人や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。	ホームページの作成に関わる職員を対象に、ユニバーサルデザインの考え方に基づくウェブアクセシビリティ研修を行い、ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成しました。 ・ ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに関する研修会（1 回）

（８）災害時支援体制の整備 【取組所属：障がい福祉課、防災課、危機対策課】

施策の方向性	令和 7 年度の取組実績【R8 年 3 月末現在】
①国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取扱いについて柔軟に対応します。 また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。	水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定が義務づけられる施設に対して計画策定を促すとともに、令和4年度より報告義務が必要となった避難訓練の実施についても事業所に通知し、各施設において利用者を含めた避難訓練を実施するなど、災害時における避難体制の強化を図りました。
②高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるよう、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。 これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域で互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による個別避難支援計画の作成を支援します。	避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を更新（6月・12月）し、本人の同意が得られたものについて、自治会や民生委員・児童委員など地域の支援者に提供することで、地域で共に助け合うための支援体制の強化を図りました。 ・ 避難行動要支援者（同意者名簿）登録数（17,038人） また、防災担当課や各区との対策会議を開催し、避難行動要支援者避難支援体制の情報共有を図りました。

③また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。	避難情報等の緊急を要する災害関連情報について、事前登録してある施設や当事者に対してFAXやメールにより伝達しました。
④大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等、通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活が続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。	福祉避難所として協定を締結している特別養護老人ホームや障害者支援施設などとの連絡体制を確認し、災害時において配慮が必要な方への円滑な支援体制を確保しました。【再掲】 ・福祉避難所の協定締結（障害者支援施設・特別養護老人ホームなど、87施設）

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、児童発達支援センター】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①今後は、更に早期の気づきや支援につなげるため、乳幼児健康診査や身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制づくりに努めます。	障がい児に関する各種の相談に対応するため、市内4か所の基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、相談体制の充実に努めました。 ・基幹相談支援センター（相談件数21,534件　うち障がい児に係る相談件数3,548件） 療育教室を実施し、言葉や社会性等の発達の遅れがみられる乳幼児への支援やその保護者への助言等を行いました。【再掲】 医師による発達相談会を実施するとともにペアレントメンターの育成・活用を図り、運動・精神・コミュニケーション機能の発達に障がいをきたすおそれがある乳幼児について、保護者に対する発達の見極め・指導助言・専門医療機関や療育機関の紹介等を行いました。 また、乳幼児健康診査等を活用して、発達障がい等の疑いのある児の早期の発見と、その後の心理相談・保健指導を行いました。 ・1歳6か月児健康診査（要経過観察者1,144人・心理相談458人） ・3歳児健康診査（要経過観察者348人、心理相談532人） ・健診後の経過観察事業の来所数（402人）
②また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、早期に発達相談や療育を行うとともに、地域の保育園等に巡回支援専門員を派遣して集団生活上配慮が必要な子への適切な環境整備を行います。さらに、必要に応じて保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげるなど、切れ目のない支援体制の充実に努めます。	通所支援だけでなく発達相談や地域支援の機能を併せ持った本市の中核的な児童発達支援機関「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」で、引き続き相談支援、早期療育、地域支援などの業務を行いました。また、保育所等訪問支援事業において早期療育の充実に取り組みました。 ・通所（在籍者数42人） ・発達相談（実人数929人、相談件数延べ5,371件） ・巡回支援（訪問延べ293園、支援件数延べ438件） ・保育所等訪問支援（利用者数26人、支援件数延べ216件）

(2) 医療・リハビリテーションの支援 【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、健康増進課、こころの健康センター】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。	各種医療費助成制度の周知に努め、適切な支給を行いました。 ・重度障がい者医療費助成（助成件数 433,406 件、助成額 1,583,124 千円） ・自立支援医療（更生医療）給付（給付件数 28,937 件、助成額 739,897 千円） ・自立支援医療（育成医療）給付（給付件数 511 件、助成額 14,323 千円） ・自立支援医療（精神通院）給付（給付件数 274,829 件、助成額 1,505,406 千円） ・精神障がい者入院医療費助成（助成件数 1,744 件、助成額 17,440 千円） ・小児慢性特定疾病事業（助成件数 11,004 件、助成額 239,374 千円）
②障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。	口腔保健福祉センターを運営し、休日の急患歯科診療を実施するとともに、一般の歯科診療所で治療が困難な障がい者や高齢者を対象とした歯科診療等を行いました。 ・歯科診療（特別診療利用者数 1,779 人） 地域活動支援センター、就労継続支援B型事業所を対象に、利用者への口腔健診、従事者に対する歯科口腔保健に係る情報提供を行いました。 ・口腔健診・研修事業（35 施設、436 人に実施）
③機能回復訓練用プールの運営や、リハビリ体操など身体機能の維持向上だけでなく、日常生活訓練や歩行訓練など、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加の促進を支援します。	各種訓練等の実施により、障がいのある人の、歩行をはじめとした日常生活の質の向上、社会参加の促進を図りました。 ・身体障がい者社会適応訓練（延べ 927 人） ・視覚障がい者生活訓練（延べ 46 人） ・聴覚障がい者生活訓練（延べ 663 人） ・補装具装着訓練会等（装着訓練会 16 人、歩行訓練会 33 人）
④また、脳血管障がいや脳外傷等により高次脳機能障がいのある人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。	高次脳機能障がいについては、新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会（新潟県新潟地域振興局と共催）を開催するとともに、新潟県高次脳機能障害相談支援センターや関係機関と取り組みを検討しました。【再掲】 また、高次脳機能障害相談支援地域拠点機関として、こころの健康センターにおいて、支援を行いました。【再掲】 ・新潟圏域高次脳機能障害支援従事者研修会（参加者数 34 人） ・こころの健康センター（相談件数 5 件）

(3) 精神保健と医療施策の推進 【取組所属：こころの健康センター】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。	精神保健福祉業務に従事する者を対象に専門分野の知識及び技術を習得し、円滑に業務を推進できることを目的に、精神保健福祉に関する基礎研修を実施しました。 ・基礎研修（Zoom開催回数1回、参加計56回線） 高次脳機能障がいについては、新潟圏域高次脳障害支援従事者研修会（新潟県新潟地域振興局と共催）を開催するとともに、新潟県高次脳機能障害相談支援センターや関係機関と取り組みを検討しました。【再掲】 また、高次脳機能障害相談支援地域拠点機関として、こころの健康センターにおいて、支援を行いました。【再掲】 ・新潟圏域高次脳障害支援従事者研修会（参加者数34人） ・こころの健康センター（相談件数5件）
②自殺対策については、「第3次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。	各種自殺総合対策事業を実施しました。自殺未遂者の再企図防止を図るため専門相談員を配置し、救命救急センター・消防・警察・生活保護担当部署等と連携を図り、本人や家族等に対して電話・訪問等による支援及び関係機関との調整を行いました。 ・電話・訪問等支援件数（延べ714件） ・関係機関との調整件数（延べ379件）

③精神科救急医療については、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解の促進を目的に、協議する場を設け医療機関間の連携の強化を図ります。	県と共同で 24 時間 365 日開設する精神医療相談窓口を運営し、円滑な精神科救急医療体制の確保に努めました。 ・精神科救急情報センターによる相談（51件） ・精神医療相談窓口による相談（1,234件） 関係部署と共催で精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築に向けたオンラインセミナーを開催しました。 ・「精神科と一般診療科との連携を考える！」（参加者数 93 人）
④依存症対策については、治療及び回復に向けた支援として、市民の病気への理解を深め、早期に相談機関や依存症治療拠点機関・専門病院につながるよう広く周知・啓発を行うとともに、自助グループや家族会等と連携し支援を行います。	アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱えた本人が、依存症に関する正しい知識や理解を深め、再発を予防するための具体的な方法の習得を目的として、「アルコール・薬物・依存治療・回復プログラム」及び「ギャンブル依存症治療・回復プログラム」による個別支援を行いました。 ・アルコール・薬物・ギャンブル依存治療・回復プログラム（実施回数延べ17回） 依存の問題を抱えた方等に対する支援を行う人材の養成を目的に、支援者を対象とした依存症支援者研修を専門研修と兼ねて開催しました。【再掲】 ・みんなde研修会番外編「依存症について知ろう！～家族会ってどんなところ？～」（1回 参加者10人） ・依存症支援者研修会（1回 参加者33人） 依存症の問題を抱えた方等に対する包括的な支援を実施するため、行政、医療、福祉、司法等の関係機関・民間団体等が密接な連携を図るとともに、依存症に関する情報や課題の共有等を目的に、依存症対策連携会議を開催しました。【再掲】 ・依存症対策連携会議（1回 参加者34人）

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進 【取組所属：保健管理課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	特定医療費（指定難病）の受給者に対し、医療費の助成を行いました。 ・特定医療費助成（助成件数 96,943 件、助成額 1,429,464,559 円）
②また、難病患者やその家族のQOLの向上を図るため、総合的な相談支援を行う窓口として、NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託して、新潟県・新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携の緊密を図り、地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、難病対策の発展を図ります。	新潟県・新潟市難病相談支援センターにおいて、難病相談支援員（保健師・看護師）による相談業務を実施しました。 ・難病相談支援センターの相談件数（529件） 新潟市難病対策地域協議会を開催し、課題検討の中で、各支援者がスムーズな患者支援を行えるよう研修会等でハンドブックの普及啓発を行いました。 ・ハンドブック配布数（89冊） ・人工呼吸器装着者の災害時個別避難計画について、より実効性の高い計画となるよう、避難計画の様式見直しと記入マニュアルを作成・修正しました。新様式を活用しながら、課題の改善に向けて検討を進めました。 ・新潟市難病対策地域協議会（全体会議2回、部会2回） 支援者のスキル向上のため、難病患者支援従事者研修会（介護支援専門員）と多職種連携研修会を開催しました。

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実 【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、児童発達支援センター、幼保支援課、幼保支援課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。	障がい児に関する各種の相談に対応するため、市内4か所の基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、相談体制の充実を図りました。【再掲】 ・基幹相談支援センター（相談件数21,534件　うち障がい児に係る相談件数3,548件） 療育支援体制強化の取り組みの一つとして各保育園・幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催しました。また、養成研修修了者を対象に、個別事例を検討する演習を中心としたフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図りました。 【再掲】 ・発達支援コーディネーター養成（57名） ・発達支援コーディネーターフォローアップ研修（30名） 療育教室を実施し、言葉や社会性等の発達の遅れがみられる幼児への支援やその保護者への助言等を行いました。【再掲】 新新潟市発達障がい支援センター「JOIN」では、相談支援や普及啓発等に取り組むとともに、関係機関との連携・支援力の向上を図りました。 ・発達相談（実人数 643 人、相談件数延べ 2,432 件） 通所支援だけでなく発達相談や地域支援の機能を併せ持った本市の中核的な児童発達支援機関「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」で、引き続き相談支援、早期療育、地域支援などの業務を行いました。また、保育所等訪問支援事業において早期療育の充実に取り組みしました。【再掲】 ・通所（在籍者数 42 人） ・発達相談（実人数 929 人、相談件数延べ 5,371 件） ・巡回支援（訪問延べ 293 園、支援件数延べ 438 件） ・保育所等訪問支援（利用者数 26 人、支援件数延べ 216 件）

②また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援につながる取組の充実に努めます。	ペアレントメンターフォローアップ研修を開催し、発達障がいのある子どもや家族の支援につなげました。
③市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による職員の資質向上や保育所等への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより療育体制の充実を図ります。	新潟市立児童発達支援センター（こころん）では、巡回支援専門員が保育所等を訪問し、保育士や保護者に対して障がいの早期発見や早期対応のための助言等を行いました。また保育所等に配置された発達支援コーディネーターを対象に、フォローアップ研修を実施したり、各区の部会に参加して助言をするなどして、発達支援コーディネーターの資質向上にむけた支援を行いました。保育所等訪問支援では、支援員がお子さんの発達状況に合わせて直接支援や間接支援を行い、保育所等での療育体制の充実を図りました。
③ また、市内全ての保育所等で障がいのある子どもの受入体制を引き続き整備します。	保育所等での障がいのある子どもの受け入れを行いました。1,328人（発達の気になる子どもを含む）について、個別の配慮を行いながら保育を実施しました。

（２）学校教育の充実 【取組所属：学校支援課（現：特別支援教育課）】

施策の方向性	令和７年度の実績【R8年３月末現在】
①個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、より良いあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。	特別支援教育へのニーズの高まりに対応するために、特別支援学級、通級指導教室の整備に努めました。 ・小学校特別支援学級（14学級増） ・中学校特別支援学級（5学級増） ・通級指導教室（21学級増） また、教育相談、支援方法の検討、個別の指導計画の作成等学校支援を行いました。 ・教育相談（延べ873件）
②通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。	特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画の作成、合理的配慮の検討、評価を行いました。地区コーディネーターを中心として、各区で情報交換や支援方法の共有を図りました。また、特別支援教育コーディネーター向けに研修を４回開催し、指導力の向上を図りました。
③さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。	平成19年度から特別支援教育ボランティアを継続して募集・配置しています。今後も登録を広く呼びかけます。 ・特別支援教育ボランティア（登録者25人）

④個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。	特別な教育的支援が必要な児童生徒については、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、ニーズに応じた支援を行うよう、各学校に個別の教育支援計画作成支援システムを導入し、一人ひとりのニーズに応じた教育支援計画の作成を働き掛けました。通常学級における支援が必要な児童生徒への「個別の教育支援計画」の作成率は 79%、特別支援学校・特別支援学級在籍児童生徒、通級指導教室利用児童生徒については「個別の教育支援計画」の作成率は 100%です。
⑤障がいのない子どもの障がい理解については、総合的な学習の時間などで、障がいのある人や高齢者について、基本的な情報を紹介している福祉読本を活用しながら、障がいのある人や高齢者と接する際に活かせるよう理解の促進に努めます。	福祉読本を活用し、障がいのある人や高齢者について学ぶことを通して、障がい者や高齢者の理解に努めました。
⑥就学や進学及び就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。	就学相談会や進路希望調査の実施を通して、進学や就労などのニーズをつかみ、希望の実現に向けて、就学相談や進路相談、情報提供を行いました。
⑦今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を基に学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切につながるよう努めていきます。	就学ガイダンスや就学相談会を通じて、保護者に「入学支援ファイル」の作成・活用を働き掛け、就学のための支援のツールとして「個別の教育支援計画」等の作成や個別の支援等に役立てています。今後も「入学支援ファイル」の作成・活用を呼び掛けていきます。 ・入学支援ファイルの提出（小学校新入生 713 人）、うち個別の教育支援計画作成（644 人）
⑧また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。	特別支援教育に関する今日的課題について研修を行うとともに、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等受講者のニーズに応じた職位別研修を実施し、全校体制で特別支援教育を推進しました。

（３）放課後等活動の充実 【取組所属：障がい福祉課、こども政策課】

施策の方向性	令和 7 年度の実績【R8 年 3 月末現在】
①放課後等デイサービスによる放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。	放課後等デイサービス事業を継続して実施しました。 ・放課後等デイサービス事業（3 月実利用者 1,753 人）
②また、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に努めます。	日中一時支援事業を継続して実施しました。 ・日中一時支援事業（利用日数 41,435 日） 放課後児童クラブでは、障がい等のある児童の受入れを行いました。

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援 【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援により障がい者雇用拡大の取組を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。	新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を関係機関（ハローワーク、新潟障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校、相談支援事業所など）と連携して実施しました。 ・こあサポート（相談支援 3,182 件、定着支援 5,387 件） その結果、登録者 2,273 名のうち複数名が一般企業等へ就職しました。また、企業に対して、障がい者を雇用するための準備支援や、雇用後の相談等定着支援、企業見学会などを行ったほか、職場実習の斡旋を行いました。 ・一般企業等への就職（154 名（身体 10 名、知的 34 名、精神 49 名、発達ほか 61 名）） ・企業訪問による定着支援、実習・就職先開拓（977 件） ・職場実習の斡旋（81 件） 労働局・ハローワーク・県・本市・障害者職業センター等行政機関や支援機関で構成される「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」においては、セミナーの開催やパンフレットを配布することで、事業主に障がい者雇用についての啓発を行いました。 ・障害者雇用推進セミナーの開催（1 回、参加者 91 名） ・「障害者雇用のみちしるべ」の配布
②障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させるとともに、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。	職業アドバイザーを配置し、障がい者雇用に関する相談、助言などを行いました。 特別支援学校生徒の職場体験を受け入れ、事務補助業務の指導を行いました。 就労移行支援やジョブコーチなど、働くために利用できる就労支援制度の周知を図るため、ガイドブックを配布しました。 ・「はたらくためのガイドブック」の配布（2,000 部）

③平成30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援に係る支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、平成26年2月に結成した、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の取組により、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。	各企業が抱える不安や悩みの解決を図ることを目的として結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”」と連携し、障がい者雇用現場の見学会や情報交換会などを行い、障がい者雇用を推進しました。 ・新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”（参加団体 141 団体） ・セミナー（4 回、参加者 105 名） また、上記ネットワークと共に障がい者雇用に積極的な企業を認定する「障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）」により、企業への支援強化と障がい者雇用の周知啓発を行いました。 ・障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）（認定企業 50 社）
④農業分野においては、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図ります。	農業分野で障がいのある方が働く場を拡大できるよう、福祉施設による施設外就農の推進や農業者からの新たな連携相談に対応し、農家と障がい者の相互理解を進めました。 ・連携農家数（42 農家（うち新規 3））

（２）福祉施設等への就労の支援 【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	令和 7 年度の取組実績【R8 年 3 月末現在】
①就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。	障がい者が就労及び生産活動その他活動を通じて、自立した生活を送るための支援として、就労継続支援給付費を支給しました。（年間延べ利用者数 35,873 人、5,119,772 千円） 障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、地域活動支援センターの運営費の一部について補助を行いました。（対象者計 1,025 人、367,734 千円）
②今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。	福祉施設の授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」の活用や啓発イベントの開催により、障がい者の就労と障がいへの理解促進を図りました。 また、市役所庁舎内における福祉施設の昼食販売（パン・弁当を通年販売）や、公共施設等における「まちなかほっとショップ」の出張販売、福祉施設がイベント・バザー等へ参加する経費等の一部を補助することにより、授産製品の周知と販路拡大に努めました。

③また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。	農福連携セミナーでは、複数事業所と多様な作業連携に取り組む農家の事例を紹介する企画をしました。
④「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買入れや役務の提供を、市が率先して活用します。	「障害者優先調達推進法」が H25.4.1 に施行されたことを受け、本市でも障がい者優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設や障がい者多数雇用事業者優遇制度登録事業者からの積極的な調達を市庁内へ職員研修や電子掲示板等で呼びかけました。 ・ 障がい者多数雇用事業者優遇制度（登録事業者 9 社） ・ 障がい者優先調達に基づく調達（実績額 362,734 千円、前年度比 11,656 千円増）

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備 【取組所属：障がい福祉課、住環境政策課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。	空き家活用推進事業により、障がい者グループホームを整備するための空き家の改修を支援し、地域コミュニティの活性化を図りました。 ＜令和7年度実績＞ ・福祉活動活用タイプの共同生活援助（障がい者グループホーム）（2件）
②また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。	「福祉のしおり」、「新潟市すまいの融資・助成制度の概要」等により、各種助成制度を周知しました。 民間の空き家・空き室を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度「新たな住宅セーフティネット制度」（平成29年10月開始）の登録事務を行うとともに、ホームページ等により市民や関係団体等に制度の周知を図りました。 ・セーフティネット住宅の登録件数 4,600戸 655棟（R7年度末時点）

(2) 安心・安全なまちづくりの推進 【取組所属：障がい福祉課、道路計画課、都市交通政策課】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。	新潟県バリアフリーまちづくり事業の一環として、視覚障がい者用付加装置等の信号機整備事業を実施しました。 ・信号機の整備（中央区4機） 鉄道事業者と連携し、駅前広場や自由通路のバリアフリー化の整備を推進しました。 ・JR信越本線越後石山駅のバリアフリー化に向け、用地買収を実施 旅客施設を中心とする地区など市内全13地区（重点整備地区）において、公共交通や道路などの各施設管理者が今後実施する事業内容等を取りまとめた「新潟市移動等円滑化基本構想」を令和8年3月に策定しました。

(3) 緊急時支援体制の整備 【取組所属：障がい福祉課、消防局指令課】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①一人暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。	緊急通報装置の発信によって、緊急時に24時間体制で、緊急出動や緊急連絡先への連絡対応を行いました。
②聴覚や言語機能等に障がいのある人が、火災や救急時に安心して消防サービスを受けられるよう、音声によらない119番緊急通報システムについて周知を図ります。	スマートフォンやFAX等による緊急通報について、消防局ホームページ、フェイスブックを利用した広報を実施するとともに、各消防署・各出張所にリーフレットや利用申込書を配布しました。 NET119 緊急通報システムの説明会実施（合計2回） ・新潟聴覚障害者情報センター、新潟市ろうあ協会

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止 【取組所属：市民生活課、福祉総務課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人やその家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。	消費者被害の未然防止と拡大防止及び自立した消費者の育成を目指し、「だまされないで!!悪徳商法」と題した「市政さわやかトーク宅配便」や「出前講座」を実施し、幅広く消費者学習等の支援を行いました。 ・市政さわやかトーク宅配便〈だまされないで!!悪徳商法〉(13回・延べ287人参加) ・出前講座(7回・延べ436人参加)
②契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。	成年後見支援制度推進ネットワーク会議に参加し、行政、公益団体、民間団体等と成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用などについて、意見交換、情報の共有を行いました。 また、消費生活センターでは講座の開催や関係資料・パンフレットを配置する等、制度の周知に努めました。 日常生活自立支援事業（実施主体：新潟市社会福祉協議会）により、障がい等で判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理の支援などを行いました。 ・日常生活自立支援事業（契約者数151人　うち知的障がい者57人、精神障がい者50人）
③犯罪被害や消費者被害の防止にあたっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。	「市政さわやかトーク宅配便」で「犯罪のない安心・安全なまちづくりを目指して」と題して、防犯講習会を自治会など地域住民に対して実施しました。 ・市政さわやかトーク宅配便〈犯罪のない安心・安全なまちづくりを目指して〉(15回・延べ306人参加)
④また、消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組みます。	警察署や社会福祉協議会、庁内関係部署で構成する消費者安全確保地域協議会において、情報共有・意見交換を行い、消費者被害の未然防止のための連携を深めました。

6 障がい理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がい理由とした差別の解消の推進 【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①障がい理由とした差別の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取組を進めるとともに、条例推進会議を開催します。また、事後対応策として相談・紛争解決に取り組めます。	「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、新潟駅やこども創造センターなどで障がい者アートを展示したほか、イオンモール新潟亀田インターにおけるイベントや条例研修会、パンフレットの配布、大学生を対象としたワークショップ開催を通じて市民への周知啓発を図りました。 ・周知啓発活動（計14回、延べ1,394人） ・市政世論調査による条例認知度（41.3%） 条例に規定する差別相談専門の窓口である基幹相談支援センター及び障がい福祉課において、差別相談や解決に向けた話し合い・調整を実施しました。また、これらの取組や差別相談事例について、条例推進会議を開催し、関係団体等と情報共有を図りました。 ・差別相談件数（計10件）

(2) 権利擁護の推進 【取組所属：障がい福祉課、福祉総務課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①障がいのある人やその家族の権利擁護のため、基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、障がい者虐待については、通報や届出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談や指導・助言を行うとともに、障がい理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。	市内4か所の基幹相談支援センターで、権利擁護に関する支援を行いました。 ・基幹相談支援センター（相談件数21,534件　うち権利擁護に係る相談件数484件） 障がい福祉課及び各区健康福祉課が、新潟市障がい者虐待防止センターとして引き続き、相談対応や調査を実施し、必要に応じて虐待を受けた障がい者やその家族等の支援を行いました。 ・虐待相談対応件数（計237件）
②障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等を踏まえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。	共生社会の実現に向けて、障がい者等の自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進を行うなど、意思決定の支援への配慮を行いました。また、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、必要性に応じた適切な支給決定に努めました。

③また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組めます。	成年後見制度利用支援事業に取り組むとともに、障がい者虐待防止に向けた啓発として事業者等に対し各種研修を実施しました。 ・成年後見制度（市長申立件数 7 件、報酬助成件数 244 件、申立て費用助成件数 2 件） 日常生活自立支援事業（実施主体：新潟市社会福祉協議会）により、障がい等で判断能力が不十分な方に、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理の支援などを行いました。 【再掲】 ・日常生活自立支援事業（契約者数 151 人　うち知的障がい者 57 人、精神障がい者 50 人） 【再掲】
--	--

（３）障がいと障がいのある人に対する理解の普及　【取組所属：障がい福祉課、都市交通政策課】

施策の方向性	令和 7 年度の実績【R8 年 3 月末現在】
①障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう周知啓発に努め、限られた財源や資源の中で施策を継続していけるよう取り組みます。	条例研修会やイベントなど、あらゆる機会でも条例のパンフレット等を配布し、広く市民に対して周知啓発を図りました。 また、令和 7 年度は「手話言語条例」の周知啓発を図るため、新潟市ろうあ協会、新潟県中途失聴・難聴者協会新潟支部、新潟市手話サークル連合会、新潟市手話通訳登録者の会及び新潟市要約筆記 3 サークルと協働し、「手話言語の国際デー」に合わせて、イベントを実施しました。 加えて、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」のイベントにおいて、関連団体の協力を得ながら手話教室や要約筆記体験を実施しました。
②「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け、市役所職員をはじめ市民を対象にした条例の周知啓発を引き続き実施するとともに、「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。	「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、新潟駅やこども創造センターなどで障がい者アートを展示したほか、イオンモール新潟亀田インターにおけるイベントや条例研修会、パンフレットの配布、大学生を対象としたワークショップ開催を通じて市民への周知啓発を図りました。【再掲】 ・周知啓発活動（計14回、延べ1,394人） ・アンケート調査による条例認知度（41.3%）
③令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともにEntrance（エントランス）」により、官民協働で企業・団体等の交流を進めていきます。	障がい者アートを活用したポスター・ステッカーを、新潟デザイン専門学校と協働で作成し、エントランス加入企業で掲示しました。 ・ネットワーク加入企業（63 組織）

④また、ヘルプマーク等の障がいに関する各種マークについて、今後も周知啓発に努めます。	市報やホームページなどの各種媒体においてヘルプマークなどの障がい者マークに関する周知を行い、障がいや障がいのある人への理解促進に努めました。
⑤啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住み良い社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。	「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、新潟駅やこども創造センターなどで障がい者アートを展示したほか、イオンモール新潟亀田インターにおけるイベントや条例研修会、パンフレットの配布、大学生を対象としたワークショップ開催を通じて市民への周知啓発を図りました。【再掲】 ・周知啓発活動（計14回、延べ1,394人）・アンケート調査による条例認知度（41.3%）

（４）福祉教育の推進 【取組所属：学校支援課（現：特別支援教育課）】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などが共に連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学び合う機会を増やしていきます。 小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場を設け、また、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある人を招いて話を聞く、実際に点字や手話、車いす等の体験をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。 また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校に配布します。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう取り組んでいきます。	小・中学校においては、校内特別支援学級及び市内特別支援学校児童生徒との「交流及び共同学習」に取り組みました。また、特別支援学校と、校区に住所のある小・中学校在籍児童生徒との「居住地校交流」を実施しました。 ・居住地校交流会（市立東特別支援学校延べ21回、市立西特別支援学校延べ33回） 学校では、「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある方を招いて話を聞いたり、車いす体験や障がいの疑似体験などを取り入れたりして、理解を深めました。 また、教育委員会作成の福祉読本「誰もが心豊かに暮らせるまちづくり」を活用し、障がいのある子ども・障がいのある人や高齢者について理解を深めるとともに、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について学び、共生社会の実現に向けて理解啓発を行いました。

(5) ボランティア活動の支援・推進 【取組所属：障がい福祉課、福祉総務課】

施策の方向性	令和7年度の取組実績【R8年3月末現在】
①ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。	各種講習会等を実施し、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を図りました。【再掲】 ・手話通訳者養成講習会（18人） ・手話奉仕員養成講習会（入門課程 57人、基礎課程 41人） ・要約筆記者養成講習会（14人） ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修（5人） ・ボランティア講座の実施（11講座、559人）

7 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等 【取組所属：選挙管理委員会事務局】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。	視覚障がい者や視力の弱い選挙人へ選挙に関する情報を提供するため、選挙において、選挙公報の点字版や音声版（デジ版・一般CD版）を対象者へ郵送しました。
②また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保を進めます。	選挙特設ページにおいて、指定病院等での不在者投票（病院・老人ホーム等に入院・入所している選挙人が対象）等の制度について、また、不在者投票を利用できる条件（障がいの種類や程度など）については表で分類して、分かりやすさに重点を置いたホームページを作成して広報を行いました。
③投票所においては、障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上を図るとともに、点字投票や代理投票の際に事務従事者が適切な支援を行うなど充実に努めます。	点字投票の手順や点字器の使い方、代理投票の手順などをまとめた投票事務処理要領について、職員へ周知を行いました。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等 【取組所属：人事課】

施策の方向性	令和7年度の実績【R8年3月末現在】
①市における事務・事業の実施にあたっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。	合理的配慮に関する職員研修を行い、障がいのある人に対し必要な合理的配慮が提供されるよう取り組みました。
②市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	新任職員研修、新任課長研修、臨時的任用職員等を対象とした職員基礎研修において、障がいのある人へ配慮した市民対応について理解を深める機会を設けました。
③また、関係機関における相談事例を市全体で共有し、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。	障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口として、市役所及び各区役所に選任している「障害者職業生活相談員」等の関係者間で情報共有し、理解の促進につなげました。